平成２８年（フ）第２５号
栃木県大田原市浅香３丁目２番29号　サンヒルズ201号
債務者　石崎　一幸
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２９３号
東京都町田市大蔵町1874番地３エステートピア・ヒロ203
債務者　齋藤　友美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２９号
横浜市中区本牧町２丁目407番地　小峰アパート２Ｆ
債務者　西村　勉
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
熊本県人吉市古仏頂町910番地３、前住所東京都渋谷区本町５丁目30番14号　Ｎ＆ＴＩｎｎＨａｔａｇａｙａ
債務者　井手　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第６１９号
横浜市港南区上永谷３丁目11番１―302号
債務者　田中　修二
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９６号
横浜市栄区野七里１丁目２番９―923号
債務者　藤田　隆
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６７号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目14番９号
債務者　鎌田　眞次
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８７号
横浜市旭区中希望が丘15番地５　スカイハイツＢ―201号室
債務者　青木　聡
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０４号
横浜市泉区緑園６丁目40番地11　スカーラ緑園103
債務者　青木　孝至
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１３号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番12―106号
債務者　山野　利枝
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６号
熊本県葦北郡芦北町大字田浦町無番地
債務者　四十住豊光
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６０号
長野市東町142番地
破産者　株式会社林
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７７号
北九州市若松区高須南１丁目11―72―105号高寄方、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町高松６番304号
破産者　吉田　由美
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３９６号
（最後の住所）大阪市大正区泉尾１丁目18番１号　たのしい家大正泉尾、前住所大阪市港区築港１丁目14番12号
破産者　被相続人亡秋定和美相続財産
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４９号
大阪府富田林市大字佐備1811番地１
破産者　株式会社西山電器製作所
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５２号
東京都東久留米市小山１丁目５番５号アクアテラス東館Ｃ
破産者　加藤健士朗
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部